

令和元年12月定例教育委員会会議

1. 日 時

令和元年12月25日（水）午後2時30分～午後4時30分

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

3. 出席委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員、藤本委員、尾上委員

4. 会議録署名委員

松本教育長、澤田教育長職務代理者、嘉名委員

5. 事務局出席者

宮阪教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、井上生涯学習部理事、藤林教育総務課長、生田教育指導課長、大谷教育指導課参事、山崎文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、森地域教育推進課長、有村図書館長、武本教育総務課長補佐、帯屋教育総務課庶務係長

6. 会議要録

開 会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和元年12月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

前回会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。

特に意見がありませんでしたので、前回会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

今回の会議録の署名は、私のほかに澤田教育長職務代理者と嘉名委員にお願いします。

澤田教育長職務代理者、嘉名委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

前回11月21日以降から昨日までで、主に参加した会議や活動について報告申し上げます。

11月21日木曜日は、本庁舎で自衛消防訓練がございました。

23日土曜日は、人権を考える市民のつどいがラブリーホールでありました。

24日日曜日は、キックスで開催された安全安心まちづくり市民大会に参加しました。

25日月曜日は、南河内地区社会教育振興協議会の研修会が天野山の金剛寺でございました。天野山金剛寺の座主の講演と、天野小学校児童による子ども文化財解説がございました。

26日火曜日は、本市の社会教育委員会会議がございました。それから予算編成会議がございました。これは今年度からできたもので、予算について、関係部長や特別職が協議する会議です。

28日木曜日は、日本遺産シンポジウムがキックスで盛大に開催されました。

30日土曜日は、ふるさと作文川柳コンクールの表彰式が高向にある介護施設の会場で行われました。

1 2月1日日曜日は KIFA 主催の「世界ごった煮」という、各国の特徴的な食事を提供するなど多文化交流事業がキックスでございました。

2 日月曜日は、市議会本会議がございました。

3 日火曜日は、国際化・多文化共生ビジョンの検討委員会が開催されています。

4 日水曜日は、市の校長会がございました。

8 日日曜日は、部落解放富田林教育・人権研究集会在、富田林市の施設でございました。また、加賀田地区の青パト出発式が、加賀田中学校でありました。本市では、地域の方々が青パト事業を実施しているのが南花台中学校区、加賀田中学校区と美加の台中学校区の3校区あります。今回加賀田中学校区は日本財団から寄付を受けられて、それを原資に青パトの新型車両を購入されたその記念のイベントでございます。

11 日水曜日、12 日木曜日は、市議会本会議がございました。

16 日月曜日は、福祉・教育常任委員会がございました。

17 日火曜日は、予算常任委員会がございました。

18 日水曜日は庁議と、予算編成会議がございました。

19 日木曜日は、市議会本会議がございました。

以上、主な参加行事等を報告させていただきます。

教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

つづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

藤本委員

私は、今月国際交流委員会の理事会がありまして、それに参加してまいりました。

理事会の中で、小川部長と山崎課長から、国際化・多文化共生ビジョンの説明を行っていただきました。今回は資料を持ち帰りいただいて、次の理事会で議論するという流れを示していただきました。

その時に、理事のお1人の先生が、和泉は非常に外国人が増えてきているとのことでした。地域が少し離れただけで環境が違うのだということが、雑談の中から実感したところです。河内長野市も受け入れの環境を整えないと、という感想でした。以上です。

松本教育長

ありがとうございます。他にございませんか。
それでは教育委員の報告を終わります。

(4) 議事（要旨）

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第13号「河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第13号「河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」ご説明いたします。

本件の概要ですが、障害者の雇用の促進等に関する法律の主旨に基づき、適正な雇用管理と、雇用の安定を図るとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨に基づく合理的配慮を的確に行うため、障がい者である府費負担教職員の働き方の特例を設けるものというものであります。

府立高等学校等の教職員の勤務時間、休日休暇等に関する規則が一部改正されることにともないまして、それぞれの市町村の市町村立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日休暇等に関する規則、これは準則ですけれども、これの改正に対応するということとなります。

改正の概要は説明資料にあります。障がいのある教職員について、当該教職員の特性に応じた安定的な勤務のために、その変更の必要があると認められる場合における勤務時間の割り振りおよび、休憩時間を公務の運営に支障がない場合に限り、別に定めることができるものとするということになります。

具体的などころで申し上げますと、すでに小学校の時期に達しない子どものある教職員、それから被介護人のある教職員については早出遅出の制度がありましたが、今回の改正によって、障がいのある教職員についても

早出遅出の制度が設けられ、認められるという改正の内容になってございます。施行予定日については、公布の日ということになりますので、どうぞ審議のほどご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

澤田教育長職務代理者

該当する職員は何人おりますか。

生田教育指導課長

本市では障がいのある府費負担教職員は、現在いておりません。そのためこの制度ができますけれども、該当する者は現在のところいないという状況であります。

澤田教育長職務代理者

教職員で、障がいのある者の雇用率はどれくらいになっていますか。

生田教育指導課長

大阪府教育委員会の法定雇用率は、2.4%です。

本市については、5、6年前までは障がいを持つ者が勤務しておりましたが、退職に伴いまして現在のところは障がいを持つ教職員がいないとそのような状況になります。

松本教育長

市全体の法定雇用率は何%ですか。

宮阪教育推進部長

2.5%です。

松本教育長

教育委員会事務局全体では4名の雇用という認識でしたが、それでよいですか。

宮阪教育推進部長

そうなります。

松本教育長

では他に、ご異議等ございませんでしょうか。

ご異議等がないようですので、議案第13号「河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を承認といたします。

引き続き、議案第14号「河内長野市立市民運動場設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」の説明をお願いします。

山崎文化・スポーツ振興課長

それでは議案第14号「河内長野市立市民運動場設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」ご説明いたします。

本件につきましては、令和元年9月市議会で議決された、河内長野市立市民運動場設置条例の一部を改正する条例の附則において、本条例の施行期日は規則で定めるとされており、本来駐車場改修工事が完了して、運用開始となる令和2年2月4日を施行期日に定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のうえご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

2月4日に、工事が完了して運用できるということでしょうか。

山崎文化・スポーツ振興課長

そうなります。

松本教育長

では他に、ご異議等ございませんでしょうか。

ご異議等がないようですので、議案第14号「河内長野市立市民運動場設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を承認といたします。引き続き、議案第15号「河内長野市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」の説明をお願いします。

山崎文化・スポーツ振興課長

それでは議案第15号「河内長野市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」ご説明いたします。

本件につきましては、令和元年9月市議会で議決された、河内長野市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の附則において、条例の施行期日は規則で定めるものとされており、今回駐車場改修工事が完了して、運用開始となる令和2年2月4日を施行期日に定めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

ご異議等がないようですので、議案第15号「河内長野市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」を承認といたします。

引き続き、議案第16号「河内長野市文化財保存活用地域計画の策定について」の説明をお願いします。

伊藤文化財保護課長

それでは議案第16号「河内長野市文化財保存活用地域計画の策定について」ご説明いたします。

この文化財保存活用計画につきましては、河内長野市歴史文化基本構想

等策定委員会設置条例第2条の規定に基づいた、市内の歴史文化遺産の保存と活用について、平成28年2月9日付で、河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会に諮問し、同委員会から本年11月6日に示された答申を受けて、別冊1のとおり、河内長野市文化財保存活用地域計画を策定するものでございます。また、議案説明資料にありますように本年9月10日から10月10日までの約1カ月間実施しましたパブリックコメントで寄せられた意見と策定委員会の答申を受けて、作成しております。

本計画は平成27年度に文化財保存活用のマスタープランとして、大阪府で初めて策定しました「河内長野市歴史文化基本構想」に基づきまして、中長期的に取り組んでいく市内の歴史文化遺産の「調査研究」、「保存・整備・継承支援」、「活用」に関わる事業の具体的な目標や取り組み内容を明らかにするものでございます。

なお、今年4月に「文化財保護法」が改正されまして、文化財保護法第183条の3に従来の「歴史文化基本構想」とそのアクションプランに代わる法定計画として、「文化財保存活用地域計画」が新たに位置づけされております。このことによりまして、どの市町村でも、今後文化財に関わる長期計画を策定する場合は、「文化財保存活用地域計画」を策定することとなるわけですが、本市でもこの要件も満たすものを策定し、国へ申請することで、法定計画として認定を受けることを予定しております。

本計画につきましては、92ページの冊子となりますが、ボリュームが多くなりますので、今回、配布させていただいております概要版に沿って手短にご説明させていただきます。

それではまず、A4の「河内長野市文化財保存地域計画概要版（案）」と書いておりますものをご覧ください。「第一章 河内長野市文化財保護活用地域計画とは」の計画策定の背景と目的でございます。

河内長野市は、全国でも有数の歴史文化遺産が集中する地域で、今年の5月に「中世に出逢えるまち」として、日本遺産にも認定されております。本市にある歴史文化遺産は、市にとって重要な資産となっている一方で、少子高齢化、そして人口が減少しております。この状況が続きますと、文化財の保存や継承もこれまでと同じようには進まなくなることが予想されます。

このような社会情勢を受けまして、自治会組織や地域の団体、あるいは個人から市域の歴史文化遺産の保存や活用に関する理解と参画を得て、より大きな枠組みをもって、総合的かつ計画的に歴史文化遺産の保存と活用を進める必要が生じております。

今回の計画は、このような必要性に基づいて策定するものでございまして、歴史文化遺産の「調査研究」、「保存・整備・継承支援」、「活用」に関わる事業の中長期的に取り組んでいく具体的な目標や取組みの内容を明らかにするものでございます。

今後は、市内にある歴史文化遺産の価値を地域計画に基づいて、多くの団体や組織、個人と共有し、協働によってこれらの施策を進め、「日本遺産のまち」としての魅力をより向上させていくということを目的に取り組んでまいります。

次に2の計画期間でございまして。

地域計画の計画期間は、令和元年12月から河内長野市第5次総合計画の最終年次である令和8年3月までとしまして、計画の実施を効果的かつ効率的に行えるように、各年でPDCAサイクルによる進行管理と事業評価を行います。これを翌年度の事業実施に繋げるとともに、令和8年度以降に新たに第2期地域計画を策定する際の基礎資料といたします。評価機関としては、外部の有識者によって構成される河内長野市文化財保護審議会が担うこととします。

次に地域計画の対象についてでございまして。

地域計画では、市民が河内長野市の伝統文化・歴史を語るうえで必要とし、「河内長野らしさ」を感じることでできる歴史的に形成された資産を、指定、未指定に関わらず、これまで単体としては保存や活用の対象として扱われ難かったものも含めて幅広くとらえて歴史文化遺産と定義し、地域計画の対象としております。

なお、単独の文化財ではなく、一定のテーマを持って相互に関連している歴史文化財のかたまりを指して関連遺産群とし、歴史文化遺産が空間的にまとまりを持って存在している場所を歴史文化遺産保存活用区域とし、これらの一体的な保存と活用も行ってまいります。

次に「第2章 河内長野市の歴史と遺産」をご覧ください。

本市の歴史では、中世の時期に開発が大幅に進み、人口が急激に増加しております。これは、市域が高野参詣の主要なルートに組み込まれたことで流通や交通の大動脈として活性化したことによるものと考えられております。そのような地域の活性化を受けて、観心寺や金剛寺の大規模寺院が、地域の信仰・政治・文化・教育・経済の拠点として栄え、それらの歴史文化遺産は近世以降に多くの人々を惹きつける観光資源ともなっております。この他、近世では、本市を特色づける歴史文化遺産として、「里山集落の景観」、「宿場町の景観」、「産業遺産」というものがございます。

また、本市の地形をみますと、5つの河川が形成され、それぞれの谷で独自に少しずつ趣の異なる歴史文化が発展し、現在でも歴史文化遺産のまとまりをみることができます。

これら歴史文化遺産のまとまりとして、歴史文化遺産の類型を簡単に説明いたしますと、まず一つ目として、「中世寺院に関わる歴史と遺産」というものがございます。

市域の最も東にある石見川流域にあります観心寺と、最も西にある西除川流域の金剛寺は、中世において密教寺院の寺領として発展した地区でございまして、観心寺と金剛寺は、その周辺に広がる地域の領主として統治しており、このような寺院は一山寺院と呼ばれてきました。

現在でも両寺院には、中世の建造物や彫刻など多種多様な歴史文化遺産があり、その周辺に広がる、かつての寺辺領には、棚田、民家、村のお堂や鎮守社などによって構成される文化的景観がのこっております。これらは地域の人々の農業などの営みによって維持されているほか、中世から続く祭礼、つまりお祭りも残っております。

また、本市の中央を流れる加賀田川の上流には、修験道関連の寺院であった岩湧寺があり、周囲にはダイヤモンドトレールに沿って経塚や霊場、修験道にちなんだ伝承地などが点在し、信者による巡拝も続いております。

市域には、このような中世の仏教文化に関連する歴史文化遺産が数多く残っており、これらを地域計画では「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」とする関連遺産群として扱っております。

また、そのような関連遺産群が集中する地区として「観心寺と旧寺辺領の歴史文化遺産保存活用地区」、「天野谷の歴史文化遺産保存活用地区」、

「岩湧寺を中心とする葛城修験霊場の歴史文化遺産保存活用地区」を設定いたしております。

ここでは時間の都合上、詳しい説明は割愛させていただきますが、同様に2の中世の合戦に関わる歴史文化については、烏帽子形城跡をはじめとする「中世城跡・古戦場跡とこれに関連する歴史文化遺産群として設定しております。

また、3高野詣に関する歴史文化につきましては、「高野街道と宿場町と交通・観光に関連する歴史文化遺産群」としまして、その関連遺産群が集中している地区として、「高野街道沿いの歴史文化遺産保存活用地区」として、設定しております。

また、4の里山集落に関する歴史文化につきましては、「里山集落の生業・生活・風習に関連する歴史文化遺産群」とし、そういった関連遺産群が集中する地区として「滝畑」、「流谷」、「島の谷」の各地区をそれぞれ、「歴史文化遺産保存活用地区」として設定しております。

また、5の近世の生業に関わる歴史文化としましては、「近世・近代における生業・産業に関連する歴史文化遺産群」として設定いたしております。

続きまして、「第3章 歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する方針と事業」でございます。

歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用の現状と課題については4つの事項に整理しております。

一つ目は、歴史文化遺産の調査を進めておりますが、類型によっては把握や価値の評価が十分ではないものがあるということ、二つ目は、今後、適切に保存修理を行っていく必要がある歴史文化遺産が存在し、また災害や気象条件の変化による緊急な対処が必要となる事案に備える必要があるということ、三つ目は、少子高齢化によって歴史文化遺産を保有する地域のコミュニティ人口が減少し、歴史文化遺産を継承し、また周囲の文化的景観を維持している生業活動が特に山間部で困難になりつつあること、四つ目は日本遺産のまちとして持続的な活性化のために、歴史文化遺産を観光、教育、景観形成の地域資源としていっそう活用していく必要があるということでございます。

これらの課題を踏まえまして、本市の歴史文化遺産が適切に活用されることで、これらの価値や魅力が共有されるように、また、これらが今後も持続的に保存継承されることで地域が豊かになるように、日本遺産のまちとして5つの基本方針を設定しております。

基本方針の1つめとしては、「把握と共有」というものでございまして、地域の歴史文化遺産の総合的な調査と相互関連性の把握に基づいて、テーマ或いは空間としての歴史文化遺産のまとまりと、その特徴や重要性を再認識し、情報を市民・所有者・行政等で共有するというものでございまして、詳細は次に記載しております三つの項目で共有化を図ってまいります。

なお、これらの基本方針に基づく、詳しい内容としましては、15から16ページの中ほどに具体的な事業や取り組み主体、計画年度などを掲載しております。

次に基本方針の2つ目としましては、人づくりでございます。

人づくりについては、地域の歴史文化遺産をもって郷土に対する関心と愛着心を喚起し、地域貢献できる人づくりを行うというもので、学校教育や社会教育、生涯学習において活用を行ってまいります。こちらにつきましては、17から18ページに詳しい内容を掲載しております。

具体的な例としましては毎年秋に金剛寺や観心寺で天野小学校や川上小学校の児童による文化財解説を実施しておりますが、このような取り組みが郷土歴史学習として、児童・生徒の興味、関心を高め、郷土愛の醸成を図るものと考えております。

次に基本方針の3つ目としては「仕組みづくり」でございます。

地域の歴史文化遺産を継承するために、多様な主体が参加できる仕組みを構築することが必要となってまいります。

続きまして、基本方針の4つ目は魅力向上でございます。

歴史文化遺産が集積する地域について新たな価値づけを行い、地域の魅力を向上させる。というものでございます。具体的には次の三つの項目で魅力向上を図ってまいります。

わかりやすい例としては、今年5月に「本市は中世に出逢えるまち」として、日本遺産に認定されましたが、今までとは異なった切り口から本市の魅力を高め、文化財の保存と活用を進めていくということでございます。

続きまして、基本方針の5つ目は「保存継承」でございます。

長期的視点で効果的・効率的な歴史文化遺産の保存・管理を行うというものでございまして、持続可能で効果的な歴史文化遺産の保存・継承の実施、そして修復資材の地産・地消の推進、さらに歴史文化遺産の防犯・防災体制というものを行ってまいります。

これらの基本方針に基づく実施事業については、計画期間である令和元年度から令和7年度までに実施し、具体的にどういった事業を進めていくかという内容については、15ページから26ページに掲載しております。

次に第4章歴史文化遺産の調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する措置でございます。

こちらでは、第3章で示された基本方針に従って計画期間である令和元年度から令和7年度までに行う調査研究、保存・整備・継承支援、活用に関する事業の具体的内容と実施年次を示しております。

この中で、事業の主な目的、手法を示し、総合計画基本目標の達成に資する効果も併せて提示しております。6から7ページは調査研究、保存・整備・継承支援について掲載しております。8ページは、歴史文化遺産の活用についてございまして、観光分野、教育分野、景観分野、地域づくり分野での活用ということで、事業の説明をしております。

中でも、8ページの下の方に記載しております教育分野での活用におきましては、総合計画の分野別政策5「ふるさとへの誇りを高め未来を拓く教育の推進」や、分野別政策6「生涯にわたる多様な学びの推進」を行うために教育資源として歴史文化遺産を活用していきます。

また、このことによって、河内長野市教育大綱で定める「本市が有する豊かな自然や貴重な歴史文化遺産、地域行事、先人の教えといった伝統や文化を子どもたちの教育や生涯学習に活かし、自分たちが住む「ふるさと河内長野」を誇り、大切にすることを育成するとともに、世界への目を向ける人材を育成する」ことの実現も目指していきます。

このために情報発信、講演・講座、展示、体験、現地公開等様々な手法を組み合わせ、事業を推進していきます。特に市内小中学校で行う郷土歴史学習では校区にある身近な歴史文化遺産の魅力を伝えることで、地域に伝わる祭礼、有形文化財、史跡の保全活用の担い手として次世代を育成し

ていきます。

また、ぐるっとまちじゅう博物館事業では歴史文化遺産所有者や地域住民が一体となって、訪れた人々への地域の魅力を語ることで、地域への誇りと愛着を深めることも目的として実施していきます。

9 ページの下段からは歴史文化遺産保存活用地区、関連遺産群について、各地区ごとの現状と方針、取り組み内容を掲載しております。ここでは説明は割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、本市の文化財保存活用地域計画の概要の説明は以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。なお、本計画は法定計画としても認定いただくため、文化庁と現在調整しております。来年の2月ごろに申請を出す予定ですが、それまでに文化庁からの指導によって、文章の変更の可能性があります。小さな文書表現については、事務局で修正させていただきたいと思いますが、大きな変更があった場合は随時報告させていただきますので、よろしくお願い致します。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

嘉名教育委員

確か文化財を保全したり活用したりする、支援団体への制度、計画があったと認識しておりますが。

井上生涯学習部理事

別途計画があります。

嘉名教育委員

この計画を策定するメリットは何かありますか。

伊藤文化財保護課長

計画に示していると、文化財の指定を受けていなくても、保存修繕する

際に補助金が出るかもしれないという、現段階での情報です。

井上生涯学習部理事

実際に示されているメリットとしては、策定をして事業をする際に5%の加算があるということはありません。文化庁は今後指定の無い文化財も何らかの補助制度の創設を予定しているとしているが、策定自治体が少ない現段階では未確定な状態です。

松本教育長

では他に、ご異議等ございませんでしょうか。

ご異議等がないようですので、議案第16号「河内長野市文化財保存活用地域計画の策定について」を承認といたします。

つづいて、報告案件はございませんが、追加案件が2件あります。追加案件の報告案件にうつります。

(4) 報告案件（要旨）

なし。

(5) 追加報告案件（要旨）

報告第8号「河内長野市国際化・多文化共生ビジョンについて（答申）」
河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会設置条例第2条に基づき、令和元年7月30日付けで「河内長野市国際化・多文化共生ビジョン策定検討委員会」に対し諮問した新しい時代における国際化・多文化共生施策を進めていくための、指針となるべき考え方や取り組みの方向性について、令和元年12月24日付けにて出された答申の報告。

報告第9号「大師総合運動場、下里総合運動場、市民総合体育館及び下里運動公園の利用料金に関する承認について」

河内長野SSKクリーン工房共同事業体より提出された「指定管理者の管理運営業務の利用料金設定の承認について」に基づき、大師総合運

動場、下里総合運動場、市民総合体育館及び下里運動公園の駐車場の利用料金について、駐車場整備工事の着手時期等の影響により緊急に当該利用料金の承認を行う必要が生じたため、やむをえなく教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、河内長野市立市民運動場設置条例（昭和54年河内長野市条例第13号）第8条の2第3項、河内長野市立市民総合体育館条例（昭和53年河内長野市条例第2号）第9条の2第3項及び河内長野市都市公園条例（昭和42年河内長野市条例第39号）第22条の2第3項の規定による承認を行った旨報告し、承認を得たもの。

(6) その他報告（要旨）

宮阪教育推進部長、安田教育推進部理事、小川生涯学習部長

令和元年12月河内長野市議会定例会にかかる質問通告と答弁の要旨について

（別添資料により説明）

山崎文化・スポーツ振興課長

河内長野市国際化・多文化共生ビジョンについて

（別添資料により説明）

伊藤文化財保護課長

郷土の「国指定史跡」烏帽子形城跡を歩く～室町から安土桃山時代の動き～

森地域教育推進課長

子ども・わかものコミットメントホームページサイト「TUNAGU～つなぐ～」の開設について

令和2年「成人のつどい」の開催について

有村図書館長

14日から22日は図書館ウィーク詳細
図書館 資料展示について

閉 会

松本教育長

以上で12月定例教育委員会を閉会します。

令和2年1月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和2年1月24日（金） 午前10時00分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所7階 行政委員会室

教育長報告（令和元年11月21日～令和元年12月24日） 別紙

- 11月21日(木) 自衛消防訓練
- 11月23日(土) 人権を考える市民の集い（ラブリーホール）
- 11月24日(日) 安全・安心まちづくり市民大会（キックスイベントホール）
南河内地区
- 11月25日(月) 天野小学校子ども文化財解説（金剛寺）
- 11月26日(火) 社会教育委員会議
予算編成会議
- 11月28日(木) 日本遺産シンポジウム（キックスイベントホール）
- 11月30日(土) ふるさと作文・川柳コンクール表彰（スリーハートの丘）
- 12月2日(月) 市議会本会議
- 12月3日(火) 部長会
- 12月4日(水) 市校長会（給食センター）
局内会議
- 12月8日(日) 部落解放富田林教育・人権研究集会（富田林）
加賀田青パト出発式（加賀田中）
- 12月11日(水) 市議会本会議
- 12月11日(木) 市議会本会議
- 12月16日(月) 福祉教育常任委員会
- 12月17日(火) 予算常任委員会
- 12月18日(水) 庁議
予算編成会議
- 12月19日(木) 市議会本会議
- 12月23日(月) 予算編成会議